

薬生食輸発0323第1号  
令和2年3月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産生鮮トマト及び生鮮パプリカの検査命令免除対象輸出者の変更並びにフィリピン産バナナの検査命令免除対象企業の変更)

標記については、平成31年3月29日付け薬生食輸発0329第1号(最終改正：令和2年3月16日付け薬生食輸発0316第1号)により通知したところである。

今般、韓国政府から、輸出者IDの登録がされたトマト及びパプリカの輸出業者について、住所変更した旨の連絡があったことから、同通知の別表17について別紙1、別表19について別紙2のとおりとする。

また、フィリピン政府から、検査命令免除対象企業について、住所変更及び新規登録の連絡があったことから同通知の別表32について別紙3のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。